

札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例案

平成29年（2017年）2月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

札幌市中央卸売市場業務規程（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正する。

(1) 第47条第1項に次の1号を加える。

(4) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約（第10項及び第11項において「輸出のための卸売契約」という。）に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる物品の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(2) 第47条第11項中「又は第3号イ」を「、第3号イ又は第4号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第10項を第12項とし、第9項の次に次の2項を加える。

10 第1項第4号イの承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に輸出のための卸売契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称及び住所

(2) 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所

(3) 当該卸売の対象となる物品の品目

- (4) 当該卸売に係る物品の数量の上限
- (5) 実施期間
- (6) 入荷量が著しく減少した場合の措置
- (7) 当該卸売をしなければならない理由

1 1 第1項第4号イの承認を受けた卸売業者は、その承認に係る前項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を記載した変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、輸出のための卸売契約に変更があるときは、変更承認申請書に当該変更に係る契約書の写しを添えるものとする。

(3) 第56条第2項に次の1号を加える。

(4) 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約（第7項及び第8項において「輸出のための買入契約」という。）に基づき、当該農林漁業者等から物品を買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において買入れの対象となる物品の品目、数量の上限、買入れの実施期間（1年末満のものに限る。）及び市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 仲卸業者が、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(4) 第56条第8項中「又は第3号」を「、第3号又は第4号」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 第2項第4号イの承認を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に輸出のための買入契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び住所
- (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該買入れの対象となる物品の品目

- (4) 当該買入れに係る物品の数量の上限
- (5) 実施期間
- (6) 市場における入荷量が著しく減少した場合の措置
- (7) 当該買入れをしなければならない理由

8 第2項第4号イの承認を受けた仲卸業者は、その承認に係る前項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を記載した変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、輸出のための買入契約に変更があるときは、変更承認申請書に当該変更に係る契約書の写しを添えるものとする。

(5) 第60条第1項第3号中「又は第3号」を「、第3号又は第4号」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(理 由)

卸売市場法施行規則の一部改正により、中央卸売市場において、輸出のための契約に基づき卸売業者が行う第三者販売及び仲卸業者が行う直荷引きを認めることができることとなったことから、本市中央卸売市場においてこれらを認めるため、本案を提出する。